当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつた」に、「第十八項」を「次項及び第二十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人に各連結事業年度における同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引をいう。第十二項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十二項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、税務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき更正又は決定をすることができる。

第六十八条の八十八第五項の次に次の二項を加える。

6　連結法人が、当該連結事業年度において、当該連結法人に係る国外関連者との間で国外関連取引を行つた場合には、当該国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該連結事業年度の法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

7　連結法人が当該連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）において当該連結法人に係る一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（前連結事業年度等がない場合その他の政令で定める場合には、当該連結事業年度において当該連結法人と当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該連結法人が前連結事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が五十億円未満であること。

二　一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

一　一の国外関連者との間で行つた国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が五十億円未満であること。

第六十八条の八十八の二第一項中「前条第十八項第一号」を「前条第二十二項第一号」に改める。

第六十八条の九十第三項中「有し」の下に「（これらを有している場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）」を、「自ら行つている」の下に「（これらを自ら行つている場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）」を加える。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十九第一項中「各連結事業年度」の下に「（法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた連結法人の同項に規定する救急医療等確保事業に係る業務を実施する連結事業年度として政令で定める連結事業年度を除く。）」を加え、「当該連結事業年度」を「当該各連結事業年度」に改め、同条第二項中「に規定する連結親法人」を「の医療法人」に改める。

第六十八条の百一の見出し及び同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十八条の百二第一項中「廃止業者等（」の下に「事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定等（」を加え、「廃止業者等を」を「法令の制定等をいう。以下この項において同じ。）があつたことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人を」に、「その営む」を「その」に改め、同条第七項中「以下この項及び第十二項」を「第十二項第五号」に改め、同項第一号中「を含む」を「の金額を含む」に改め、同条第十三項中「第六十八条の三十一の規定及び同条の規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）」を削る。

第六十八条の百二の二の見出し中「中小連結法人等」を「中小連結親法人（」及び「をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）」を削り、「連結子法人が」を「連結子法人で、事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「その連結子法人」を「その中小連結子法人」に、「各連結子法人」を「各中小連結子法人」に、「中小連結親法人の」を「連結事業年度に係る」に改める。

第六十八条の百二の三第一項中「もの（」の下に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更を受けたものに限る。」を加え、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百六第一項及び第六十八条の百七第一項中「受ける」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第六十八条の百七の二第一項中「第十項」を「第四項及び第十三項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「、第二項、第四項」を「から第四項まで、第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで」を「第六十八条の八十八第八項、第九項及び第二十一項から第二十六項まで」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表中

「第六十八条の八十八第六項	第一項
連結所得の金額	

「第六十八条の八十八第八項	同時文書化免除国外関連取引（前項
第六項	同時文書化免除国外関連取引（第七項
同時文書化免除国外関連取引に係る第	同時文書化免除国外関連取引（第七項
として	同時文書化免除国外関連取引（第七項
連結所得の金額	連結所得の金額